

《調査と資料》

木綿問屋川喜田家史料(I)

——寛文～元禄初年を中心に——

林 玲 子

伊勢国津に本家をもつ川喜田家は、300年の歴史をもつ木綿問屋である。寛永12年(1635)に江戸大伝馬町に木綿仲買の店を出し、貞享3年(1686)に他の仲買たちとともに、木綿問屋と称するようになり、江戸時代を通じて大伝馬町木綿問屋仲間の重要メンバーであったが、明治・大正期も引続いて木綿問屋川喜田商店として営業を続け、大正7年(1918)に株式会社組織替えを行ない、昭和13年(1938)に廃業するまでまさに300年余の月日を闊したのであった。

川喜田家には営業関係の史料のみならず、大伝馬町木綿問屋仲間の史料も多数保存されており、その一部は16代川喜田久太夫政令氏(筆名紺野浦二)により紹介されたのである¹⁾が、その他にも貴重な文書が数多い。明治期以降については、同家の経営史料により、山口和雄編著『日本産業金融史研究 織物金融篇』において石井寛治氏と共同で、集散地織物問屋としての川喜田商店の分析をすでに行なったので、ここでは近世の川喜田家について分析の基礎となる経営史料を紹介してみたい。

現在、三重県津市の石水文庫に収められている旧川喜田家所蔵の文書目録作成にあたり、我々は史料を大きく3つのグループにわけた²⁾。すなわち、①川喜田家関係、②長井家関係、③仲間関係、の3つである。

①川喜田家関係文書は、江戸時代に限っていうと、江戸の本店・新店(平四郎店)、染色関係を扱った玉屋、伊勢におかれた伊勢店、酒店である四郎兵衛店、大坂におかれた大坂店(住吉屋徳之助名義)の諸店及び7軒の別家店と思われる家の決算書類からなっている。別家店らしい諸店は、木綿・繰綿を扱う店だけでなく、質・両替・薬種・古着・茶・酒・醤油・酢・荒物類・水油・炭薪と扱い商品は多様である。ただし、これらの店の史料はいずれもあまり長年次にわたって

はいない。

仲間史料によると、川喜田家が江戸大伝馬町へ店を出したのは寛永12年とされているが、本店の決算書類は寛文11年(1671)から遺っている。もっとも、毎年の店卸目録を寛文11年から元禄5年(1692)までまとめた「目録帳」、元禄5年から享保5年(1720)までをまとめた「目録牒」が初期のもので、毎年の決算書類が別々に見出されるようになるのは元禄9年(1696)以降である。新店は安永8年(1779)以降、玉屋は文化3年(1806)以降、伊勢店は元禄3年(1690)から安永9年(1780)まで、大坂店は天保10年(1839)以降(文化5年の手控がそれ以前では1冊ある)、四郎兵衛店は天保15年(1844)以降の史料がある。決算関係以外の大福帳類があるのは大坂店だけであり、ほとんどのものは本家への報告のために作成された決算書類である。

②長井家関係文書は、伊勢松坂出身の大伝馬町木綿問屋長井九郎左衛門家のもので、川喜田家が史料を預かったものと思われる。江戸にあった三店の決算書類で、もっとも早い年次は元禄8年(1695)³⁾である。ただし、もっとも降った年次の史料が寛政4年(1792)のものであり、それ以後は遺っていない。

③仲間関係文書は、宝永2年(1705)の「町内記録書写」を除けば宝暦以降のものであり、とくに化政期の史料が多い。これらについては、他の機会に紹介する予定である。

3) 宝永2年の「町内記録書写」によると、「長井九郎左衛門私儀勢州松坂住居仕罷在候、御当地同町ニ親類共御座候ニ付、手筋以貞享三寅年太物問屋商売仕来候大和屋市兵衛名代跡式、元禄九年子ノ八月私方仕舞取、当年十ヶ年前式十ヶ年以来送り荷物請問屋商売仕候、此段偽不申上候」とあり、元禄9年に問屋名代を譲りうけたことがわかるが、江戸開店はかなりそれよりさかのぼるものと思われる。長井の元禄8年正月「店算用日記」の残掛らしい金額・人名リストの注記に、干支が記されているが、そのもっとも古いものは子年9月である。これはおそらく貞享元年(1684)をさすものと考えられるので、この頃から江戸に出店をかまえ、旧来の問屋の廃業を機会にその跡式をえたのであろう。長井も屋号をなるとは時大和屋と称している。

1) 紺野浦二『大伝馬町』

2) 本文書の整理・目録作成は、近世の分では松本四郎・片倉比佐子・吉原健一郎の諸氏の協力を得、近代の分は日本産業金融史研究会のメンバーによってなされた。なお、長井家関係文書には一部未整理のものが残っている。

第1表 川喜田江戸店 貸借勘定

年 代	A	B	C	D	E	F	G	H= A~G	I	J= H+I	K	L= H-K	M= J-K
	残 かけ	方 々 買 物 遣 し 金	仕 入 荷 物 買 仕 切 参 候 分	貸 金	川 北 久 太	夫 へ 元 手 渡 し 置	店 有 物	店 有 金	小 計	家 屋 敷	合 計	売 立 引 金 共 外	小 計 差 引
寛文 10	462.2	1,624.1		528.3		160.1	52.2	2,828.2	270	3,098.2	1,501.2	1,327	1,598
11	353.2	1,454		570		248.3	191	2,818.1	270	3,088.1	941.2	1,876.3	2,146.3
12	394.3	1,538.3		533.3		321.1	21.1	2,810.1	270	3,080.1	815	1,995.1	2,265.1
延宝 1	367.3	1,726.3		755.3		325	158.3	3,334.1	270	3,604.1	1,054.2	2,279.3	2,549.3
2	277.1	1,557		1,264		361	323.3	3,783.2	270	4,053.2	1,395	2,388.2	2,658.2
3	341.2	1,173.1		2,423.3		159.2	309.3	4,408.2	270	4,678.2	1,721.1	2,687.1	2,957.1
4	318	1,030.2		2,711.2		454.1	16.2	4,531	1,190	5,721	2,508.1	2,022.3	3,212.3
5	301.1	719.3		2,818.1		249.2	102.3	4,192	1,190	5,382	1,917.1	2,274.3	3,464.3
6	374	745		2,195.2		335.3	67	3,717.2	1,190	4,907.2	1,395.1	2,322.1	3,512.1
7	393	1,075.1		1,883		384.1	140.3	3,876.2	1,190	5,066.2	1,372	2,504.2	3,694.2
8	411.3	2,651.3		1,298.1		344.1	36.1	4,742.2	1,190	5,932.2	2,009	2,733.2	3,923.2
天和 1	330.2	3,107.2		1,148.2		392.1	177.2	5,156.3	1,190	6,346.3	2,221.2	2,935.1	4,125.1
2	321.3	3,263.1		731.3		319	148.1	4,784	1,190	5,974	1,743.2	3,040.2	4,230.2
3	444	2,682		850		287.3	230	4,493.3	1,190	5,683.3	1,242.1	3,251.3	4,441.3
貞享 1	369.1	2,593.3		868.1		433.1	408	4,673.1	1,190	5,863.1	1,158.2	3,514.2	4,704.2
2	360.1	3,064.1		1,354.2		305.3	95.1	5,180.2	1,190	6,370.2	1,405	3,775.2	4,965.2
3	417	3,165.2		1,240.1		263.2	198.3	5,285.2	1,190	6,475.2	1,210.3	4,074.3	5,264.3
4	495.3	3,759.1		1,641		233.3	189.2	6,319.1	1,190	7,509.1	1,911	4,408.3	5,598.3
元禄 1	444.1	2,274.1		1,792.1	942	203.1	266	5,922	1,968	7,890	1,923	3,999.2	5,967.2
2	527.2	2,865.2		1,827.2	942	350.2	358.2	6,871.3	1,968	8,839.3	2,602.3	4,269	6,237
3	413.3	2,290.1		2,015.2	942	224.3	237.3	6,124.1	1,968	8,092.1	1,525.2	4,598.2	6,566.2
4	417.2	1,395.1	1,603.2	1,841.2	942	308	375.1	6,883.1	1,968	8,851.1	2,034.1	4,849	6,817

(注) 銀15匁未満切捨, 15匁以上は金1両=銀60匁の換算率で金表示とした。また, 計の数字は原史料によったものである。第2表も同じ。

本紹介では, もっとも古い史料である川喜田江戸本店の「目録帳」をとりあげ, 17世紀後半における川喜田家の経営状況をみてみたい。

「目録帳」に収められている毎年の決算史料は2つの部分からなっている。すなわち, 貸借勘定を示す「惣算用目録覚」と, 損益勘定を示す「利金遣指引覚」であり, 複式簿記的な決算が早くから成立していたことがわかる。第1表は「惣算用目録覚」をまとめたものであるが, K以外はいずれも各項目のさらにこまかい内容は不明であり, 計の金額のみが記載されている。「A残かけ」は商品の売掛金である。この時期の川喜田商店の販売先がどの地域に多いかはわからないが, 後述の元禄5年の目録からみる限り, 江戸市内に主として顧客があったようで, また売場問屋にも売掛があったものと思われる。売掛のなかで回収不能とみなされる分は, 損益勘定の方で引落すことになっており, 第2表のJの項目に含まれる。そして引落したなかから回収できたものは, 利益として第2表Bに計上され

るのである。第1表「B方々買物遣し金」は, 仕入のための前貸金で, 元禄5年の例からみると, 三河・伊勢が主であったとみてよからう。この金額は延宝8年以降ふえていき, 資産のなかでもっとも大きな部分を占めるようになる。元禄4年に, BからCが分離する。「C仕入荷物買仕切参候分」は, 仕入のための送金にたいして荷主が商品を送り出し, 仕切が送られてきた分であろう。仕入荷物が着き, 代金決済がなされ, 取引が完了すれば, 商品は「F店有物」に含まれることになる。「D貸金」のなかには, 八丈島に対する貸金が含まれている。川喜田がどうして八丈島とかかわりをもったのか, またいつからそれが始まったかについては今のところまったく不明である。ただ, 史料のなかに八丈御舟衆とか八丈衆といった言葉が使われていることから, 八丈島の個人に対する貸金ばかりではなく, 八丈島産の織物を島の支配機構を通じて取引したことを背景とする貸金もあったと考えられる。島問屋的な役割を川喜田が果していたものか。天和3年の第

第2表 川喜田江戸店 損益勘定

年 代	A	B	C	D	E	F	G	H	I = A~H	J	K = I - J	L	M	N = I - (L + M)					
	惣 も う け	高 か ね 申	濟 か ね 申	候 内 ヲ 取 引 置	貸 金 利 足	八 丈 貸 金	利 足	山 本 長 右	衛 門 貸 金	家 賃	出 目	そ の 他	計	諸 入 引	諸 出 引	差 引	屋 敷 ・ 田 畑 買 入	心 置 当 の け	差 引
寛文 10	420									28	43.2	10	501.2	297.1	204				204
11	448.3					28.1				27.2	36	21.2	562	418.2	143.3				143.3
12	480									28	27.3	0.1	536	417.3	118.1				118.1
延宝 1	463.3					19				28	36.2		547.1	262.3	284.2				284.2
2	446.1									28	36		510.1	391.3	118.2			10	108.2
3	495.1	7.1	124		23.2					29	31.3		710.3	382.1	328.3			30	298.3
4	652.2	2.2	119							27	66.2	3.3	871.1	508	363.2			108	255.2
5	567.2		102							92.1	28		790	424.2	365.1			113.2	251.3
6	501.2	15.1	106.2							84.1	52.2		760.1	424.1	335.3	260.1	28	47.2	
7	414.3	3.2	71.3							84.3	72.1		647.2	392.2	255	13	60	182	
8	481.2	5.1	103.3	21.2						86.2	64.2	20	783.2	454	329		100	229	
天和 1	474.2	8	111.3							62.3	53.2		711	439.1	271.3		70	201.3	
2	542	4.1	94.1	33						64.1	76.1	37.1	851.2	599.3	251.3		146.3	105.1	
3	459.2	31.1	79.3							90.1	72		733.1	487	246.1		35	211.1	
貞享 1	407.2	8.1	74							93.2	58.1		642.1	299.2	342.2		80	262.2	
2	336.1	3	79.3	101.2						93.2	49.1		664	298.3	365		104.2	260.2	
3	539.1		105.2							96	52.1		793.2	427.2	365.3	36.2	30	299.1	
4	364.3	2	136.3	32						87.3	73.1	1.2	698.2	284.2	414		80	334	
元禄 1	455		118.1		28.3					92.3	42.3		738	339.2	398.2		30	368.2	
2	453	3	98.3	45.3	21.2	158.3	69			850.2	504.3		850.2	504.3	345.2	46	30	269.2	
3	395	4.1	96.1		21.2	138.3	49.3			706.1	326.3		706.1	326.3	379.2	20.1	30	329.1	
4	414.1	7	118.2	40			158	65.3	3.1	807	420.3		807	420.3	386.2	86	50	250.2	

2表Jのなかには、「101両2分 八丈衆三宅島ニ而類火ニあい被申候ニ付、かしを引置申候」といった金額も含まれており、また貸金に対する利足が第2表Dにしばしばみられることから、八丈島への帰船が島の必要とする物資の買付けのために、織物取引とはいちおう別個に貸金をしたことが推測される。元禄5年の「利金指引覚」には、「本帳、八丈衆利」という30両余の金額が冒頭に記されていることから、織物取引もかなり行なわれていたらしい。第1表「E川北久太夫へ元手金渡し置」は、当時伊勢に在住した川北（＝川喜田）久太夫へ「商内元手」として900両、「田地買置」として42両を渡したものを指す。この「目録帳」の入っていた袋の表書には、「寛文十一辛亥年より元禄五壬申年まで之江戸店目録 但シ浄誓大徳在江戸之内也 玄順信士江引渡しまでの目録帳也」とあり、目録帳の裏表紙には、「河北平四郎」と記してあって、寛文11年から元禄5年までの江戸店は久太夫の親戚である平四郎＝浄誓の支配下にあり、元禄5年に久太夫政美＝玄順（元禄14年歿）に引継いだことを示してい

る。久太夫は伊勢にあり、平四郎と連絡をとりつつ営業活動を行っていた。江戸店から久太夫に対して利足を支払ったり、あるいは合力金を出したりもしており、金融的なつながりもあった。天和・貞享期には久太夫が江戸に下ってきたこともあったらしい。このほか、川北久太郎・久右衛門・久兵衛・権三郎など、一族と思われる名前も目録帳に散見するのであって、同族的な結びつきのなかで伊勢と江戸を結ぶ営業活動がなされたことを示している。第1表「F店有物」は在庫商品、「G店有金」は現金所有を計上したものである。「H小計」はA～Gまでの動産を合計したものであるが、この22年間にほぼ順調な伸びをみせ、不動産である家屋敷を購入すると一時減少するがすぐに復元し、さらに増加していく。ただしその伸びは各項目一様ではなく、寛文・延宝期前半までは貸金が、延宝末以降は荷主への前貸金が伸びの主因である。

第1表「I家屋敷」は、最初に大伝馬町1丁目北側に京間5間口を3軒共同で買求めた分である270両がその内容である。岡本・川喜田がそれぞれ270両、升

第3表 元禄5年 惣勘定目録

惣勘定目録		借シ金之覚		残り掛ケ		
	両	匁		42.1	2.5	神戸 太右衛門
	1			9	3.2	清水 才兵衛
	1			0.3	5.64	大坂や 加兵衛
	5			3	9.58	いせや 五郎兵衛
				10	1.99	わらひ 伝兵衛
	1.2	10		6.2	0.58	飯田 利兵衛
	1			29	11.1	飯田 六兵衛
	3.2	3.2		5.1	4.1	小林 平右衛門
	19.1	3.1				文 200 同人
	13.3			9.3	8.47	田中 次郎兵衛
	20			5		丁子や 勘兵衛
	23.3	12.48		9.2	5.68	近江や 清兵衛
	5			204	3.24	同人
	5			4		布や 与兵衛
	8	2.15		17.1	5.82	同人
	10			7		大和や 六左衛門
	2			2.1	12.4	式丁め 長右衛門
	0.1			5.2	3.86	近江や 佐次兵衛
	0.2	6.5		3	7.94	堺や 五兵衛
	5			22.3	4.76	近江や 武兵衛
	27.3	7.5		3.1	3.31	いせや 八兵衛
	373	2.9		3	0.81	山形や 七郎兵衛
	2	5.4		14.3	3.22	同人
	9.1			2	10.5	浜町 七右衛門
	13.3	10.65		5.1	7.82	芝 長兵衛
	50			31.3	14	芝 伊兵衛
	100			48.1	6.69	升や 源右衛門
	100			39		升や 善兵衛
	50			38	11.75	赤塚 善右衛門
	5			10.1	12.09	富や 四郎左衛門
	5			57.2	0.13	いせや 甚右衛門
	100			40.3	982.4	方々小掛ケ
	100			689.2	1,144.7	
	10					小判62匁かへ
	100			金二 707.3	13.2	
	400					芳々送り金覚
	100			50		林 孫右衛門
	50					但し中間木綿元金
	100			25	2.25	井上 庄兵衛
	30			50		嶋や 弥兵衛
	30			25		同人
	50			38		同人
	30			319.2	3.7	川北 久太郎
	20			50	4.5	榎田 勘四郎
	100			50	4.5	同人
	50			30	2.7	同人
	50			20	1.8	同人
	200			1.1	10.54	同人
	25				1	状賃 同人
	0.1			30	2.7	林 孫右衛門
	(-) 2,407.2	1.7				

第3表 (つづき)

両	100	匁	9	同人	〆	1,250.3	90.34	
	12.3		13.28	同人	〆	1,252.1	0.34	
	5			樋口 作右衛門				
〆	806.2		55.97					
〆	807.1		10.97					
仕入荷物仕切参候分								
両	24.3	匁	0.75	鹿沼冬買 260反				
	102.3		0.6	糸 26貫793匁				
	43.3		9	小麦 194俵	567	7.57		右者仕入荷物参候内売立金
	138.2			七兵衛買 絹 258疋	346.3	8.85		右者利足付預り金
	102	4.8		弥市買 絹 220疋	248.2	7.8		右者当座預り金
	101.1	12.3		木村買木綿 1,800端	28	1.7		右者新前売金
	101.1	8.75		鹿沼麻 52固	42.1	11.3		右者新入掛ケ取
	103.1	4.1		木村買木綿 1,800端	50			右者心当のけ金
	200.1	13.2		磯貝買木綿 3,500反	〆	1,282.2	37.22	
	35.1	1.4		真岡冬買 486反	金ニ〆	1,283	7.2	
	100	1.5		郡内 136.5疋				
	8	10.85		久喜残り 97反	1,687.2			右者平四郎様より預り
	13.3	10.05		真岡残り 168反	指引残テ			
	97.2	5.71		大坂残り物 1,402反	2,986	9.9		
	75	3.43		いほう 207疋と切々				
	3.2	3.9		嶋わた 1貫885匁				
								此通店正味元金也
								西12月11日ニ算用仕候

屋が100両、合計640両で求め、普請も3軒でやったという。北島正文編著『江戸商業と伊勢店』128ページ「享保5年大伝馬町一丁目の店間仕切図」の北側中央部に、間口1丈5寸の久太夫の店があるのがそれであろう。店構えは当時1丈にみたない店がかなりあり、この町で1丈5寸の間口であれば平均以上の店であった。延宝4年には、斜め向いの南側に4間口の家屋敷を920両で買った。『江戸商業と伊勢店』299ページの化政期の同町町割り図にみられる南側4間口の川喜田久太夫がそれであろう。ただし、そこに店を出したのではなく、貸家として家賃をとっている。元禄元年には、日本橋3丁目南側に京間5間口の家屋敷を620両で買い、諸入用・普請ともで778両支払った。これも購入後貸家とした。第2表「F家賃」はこれら貸家の家賃であり、最初からある北側の方でも、「居屋敷方ノ家賃」として27~29両を計上しているので、店以外の部分を一部貸家にしていただものと思われる。第1表Jは、動産・不動産の合計であり、20年ほどの間に約3倍近くの伸びをみており、寛文~元禄期が川喜田江戸店の発展期であったことを示している。これは預り金部分を差引いたL、Mについてみてみてもいえることである。「K売立其外預り金共引」のなかには、預り

金、新上ケ金、新小売、売場売立、心当のけ置(留保金)などが含まれており、店内外からの預り金、二重計上分、奉公人の退店時の手当・普請入用そのほかに対する店内留保などが差引かれている。

近世後期の問屋経営では、売掛が年々累積していくのに対し、この時期においては「残かけ」がほぼ横這いの状況にあって販売は安定しており、いっぽう仕入前貸の増大がみられることから、生産地に対する支配力は強化されつつあったことが想定されるのであり、こうした状況を背景に、貞享3年、大伝馬町木綿仲買がいつせいに問屋を称するようになったのである。

第2表「A惣もうけ高」は、元禄5年の例によると、各商品グループごとの利益や前売(店前売か)の利益の合計である。扱い商品がすべて利益を生むとは限らず、年によっては損も生ずる。「J諸入用諸引」のなかに入れた損引をみると、麻・紅花・伊北布・繰綿・真綿・大坂物・近江物・穀物・煙草・干鯛・熊野炭などが年によっては損を出している。当時の川喜田江戸店は、三河・伊勢・大坂・八丈島・野州真岡・鹿沼・上州などから木綿・麻・絹織物・繰綿・真綿・生糸などの繊維製品を仕入れていたが、同時に上記のような諸種の商品も扱っていたのであり、こうした雑多な商

第4表 元禄5年 利金指引覚

申ノ年利金指引覚		内		
両	匁	62.2	1.86	盆前着用小遣共
30	2.5	132.2	11	盆後 右同断
3	2	17	11.25	上り遣 十兵衛 五郎兵衛
3.2	13.1			利兵衛
5.2	13.1	1	9.3	湯治遣
0.2	10.1	3	10.2	久太夫着用遣
14	11.9	4.3	9.95	普請入目
2.1	8.2	11.1	9.55	振舞入目
5	11.6	↖ 232	63.1	
11	1.1	1	6.2	小掛ケまけ引
34.2		2.2	4.8	有荷物店をろしニ引
37.2	0.8	3.3	3.7	鹿沼売損
19	9.7	5	7.7	桐生絹売損
8	14.5	↖ 12.1	22.4	
55	2.9			申ノ年引掛ケ覚
9.2	6.6		2.95	鉄炮須 松兵衛
14.3	8.1		1.3	海保内 権兵衛
1.2	1.9		13	かめたや 勘兵衛
8.1	0.6		6.5	祖子谷 権左衛門
5.3	2.1		12.8	入間 市郎右衛門
9	14.5	10.1	8.4	丁子や 勘兵衛
18.3	14	10		山形や 七郎兵衛
7.2	3	6.1	5.24	大和や 六左衛門
1.3	11.5	5.3		佐平町 忠兵衛
0.1	2.6	↖ 33	5.2	
55.2	15.1			若キ者共心当ニのけ置申候
52.3	0.4			預り所へ付ス
42.1	5.6	50		
31.3	4.2			
	26.5			
	0.1	4口↖ 328.3	0.7	
	15.85	指引残テ		
	3	220.3	14.6	
	55.1	58	8.4	店ニ而出目有
	10.8	2口合 279	8	
小判 62匁かへ				右之通申ノ年延金也
惣合 549.2	15.3			

品を扱うという傾向は他の問屋についても17世紀後半にはしばしばみられるところである。第1表「D貸金」が当初からみられるにもかかわらず、第2表「C貸金利足」が延宝2年まで計上されていないのは、預り金に対する利足支払と差引した分がここに記されているからであろう。「G出目」はどのようにして計上されたのか、目録だけではわからない。「Hその他」は、寛文10年金10両は「戊ノ年算用前方より出目有」、寛文11年金21両2分余は「牛総利金也」、寛文12年金1分余は「かうせん指引して出目有」、延宝4年金3両3分は「竹内平三殿へそしょうニ遣し候へ共帰リ申候

ゆへ出目致」、延宝8年金20両は「八丈四郎兵衛舟より 右ハ辰ノ年四拾両かし金内へうけ取申候、但し前方四拾両ヲ引すて置候故申ノ年の利子成也」、天和2年金25両は「八丈舟伝右衛門殿より取、右ハ親四郎右衛門殿江五拾両かし有之ヲ半金ニ而相済し申候、此五拾両前方棚さん用ニ而引すて置候故戌ノ年の利分ニ成申候」、金2両1分余は「右ハ外商内ニ而利」、金10両は「かきやより敷金ニ取」、貞享4年金1両2分余は「売物出目有」、元禄4年金2両は「ごさ売金」、金1両1分は「上金之内竹内取」がその内訳である。「J諸入用諸引」には、万遣・蔵入用・普請入用・内ノ者

遣・平四郎遣・伊勢遣・久太夫へ利足払・奉公人への合力・売損引・かけ損引・まけ引・売物引・利足出・貸金引などをまとめた。Kは利益からこれら諸入用諸引を差引いたものであるが、これはほぼ横這いである。なおこのなかからさらに伊勢での屋敷・田畑買入金と、店内留保分を差引いて純利益が計上されており、江戸のみならず伊勢でも不動産買入がなされているが、これは久太夫個人の所有のかたちをとり、江戸店の資産には含まれていない。

貸借勘定・損益勘定を総合していえることは、17世紀後半の川喜田江戸店が順調な成長をとげており、安定した利益を年々積み重ねて仕入の手を上げるとともに、江戸・伊勢で不動産を次々と買得し、経営の基盤を固めていたということである。

なお、「目録帳」では各項目の計の金額が記されているだけで、その内容はわからないものが多い。元禄5年以降の「目録牒」も同様であるが、ただ元禄5年1年分だけ各項目の内訳が記されている。寛文期から同じような動向であったかどうかは確言できないが、各項目の動きからみてそう大きな変化はなかったとみてよいかと思われるので、元禄4年以前の各項目の内

容を知る参考として、原史料の数字表示を変えた以外は手を加えずにのせることとした。第3表、第4表がそれである。原史料では「申ノ年利金指引覚」のほうが「惣勘定目録」より先にあり、元禄4年以前においても記述順は同様であるが、解説の都合上逆にしたため、ここでも順を変えてある。

また、「目録帳」には江戸の持屋敷についての年々勘定が後半に記されており、当時の家屋敷売買にともなう諸費用・家守給金・町入用・普請入用などがわかる。とくに犬公方綱吉の政権下のため、「御犬入用」といった他の時代にみられない項目もみられる。

このほか問題にすべき諸点を多く内包した史料を、筆者の独断でまとめたことを申訳なく思うが、歴大な経営史料を限られた紙面で紹介するための止むを得ざる処置として御寛恕願いたい。今後もできる限り、同家史料の紹介を続けるよう努力するつもりである。

最後にこの史料の整理・閲覧・目録作成にあたり、故川喜田壮太郎氏、壮太郎氏夫人はじめとする川喜田家の方々、橘恒雄氏をはじめとする石水会館の方々の御厚情にあずかったことに心から御礼を申し上げたい。